

マージン率等に係る情報提供

株式会社枝元工業

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和5年度（令和4年7月～令和5年6月）

記

- 1 派遣労働者数 6人
- 2 令和5年度 派遣先事業所数（実数） 1件
- 3 令和5年度 労働者派遣に関する料金の平均額 34,783円
（1日当たりの料金額（8時間労働として計算））
- 4 令和5年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 21,859円
（1日当たりの賃金額（8時間労働として計算））
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を
控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合
37.00%

- 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 (株)枝元工業 本社 TEL 0985-89-0466

訓練内表	対象者	方法	実施時間	費用負担	賃金支給
新規採用者訓練	未経験者の新規採用者	OJT	3時間	無	有給
あと施工アンカー（2種）	新規採用者	OFF-JT	16時間（2日）	無	有給
あと施工アンカー（1種）	2種取得後	OFF-JT	16時間（2日）	無	有給

- 7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

(1) マージン率は、以下の計算式で算出しております。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣労働者の平均額}}$$

(2) 弊社マージン部分につきましては、以下の事業運営に必要な経費が含まれております。

- ・ 社会保険料
派遣労働者の雇用主として、社会保険料の約半分の負担をしています。
- ・ 広告宣伝費、教育費、福利厚生費
派遣労働者の募集に必要な募集広告費、教育訓練に関わる教育費、福利厚生などの費用があります。
- ・ その他事業運営費
社員の人件費、システム開発、運用費、オフィスの家賃などの事業運営のための必要な経費があります。

- 8 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ☐ 労使協定を締結していない
- ☒ 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和7年3月31日）
- ・ 協定労働者の範囲（建築施工管理技士）